

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について  
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2023年（令和5年）8月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
峯 浩太郎			関係行政機関の職員	再任	任命	教育部長
加藤 財英			関係行政機関の職員	新任	任命	教育総務課長
池辺 直孝			学校教育関係者	再任	委嘱	神奈川県立高等学校校長
大川 千幸			学校教育関係者	新任	任命	藤沢市立中学校長
倉橋 譲			学識経験者	再任	委嘱	福祉関係者
末吉 育子			学識経験者	新任	委嘱	福祉関係者

関野 亜希己			学識経 験者	再任	委嘱	事業者 代表
人見 窈子			学識経 験者	新任	委嘱	事業者 代表
古郡 亘幸			関係行 政機関 の職員	再任	任命	福祉総 務課長
吉原 玲子			関係行 政機関 の職員	新任	任命	子育て 企画課 長
近 尚昭			関係行 政機関 の職員	再任	任命	教育部 参事

## 2 任期

2023年（令和5年）9月1日から2025年（令和7年）8月31日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条及び第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要がある。

### 参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程 抜粋

(設置)

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 神奈川県立高等学校校長 1人

(2) 藤沢市立中学校長 1人

(3) 福祉関係者 2人

(4) 事業者代表 2人以内

(5) 福祉総務課長

(6) 子育て企画課長

(7) 教育部参事

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。